

# 新城市災害時要援護者避難支援計画

平成26年7月

新 城 市

# 目次

第1章 総則	1
1 基本的な考え方	1
(1) 避難支援計画作成の目的	1
(2) 地域防災の自助・共助・公助	1
2 避難支援計画作成の考え方	1
3 災害時要援護者の範囲と特性把握	1
(1) 災害時要援護者の範囲	1
(2) 特性把握	2
4 避難支援活動の達成目標	3
(1) 避難行動時	3
(2) 避難生活時	4
5 推進体制	4
第2章 平常時の対策	5
1 災害時要援護者避難支援制度	5
2 情報収集等避難支援プラン（個別計画）作成の進め方	5
(1) 情報の収集方法	5
(2) 本人情報	5
(3) 地域支援者情報	5
(4) 情報の提供・共有方法	6
(5) 情報の管理方法	7
(6) 避難支援プラン（個別計画）の更新	7
(7) 情報の守秘義務	8
3 避難支援プラン（個別計画）の活用	8
4 情報伝達体制の整備	8
(1) 避難情報の発表	8
(2) 避難情報の伝達等	9
5 避難施設等の整備	12
6 普及・啓発等	12
(1) 地域住民の防災意識の啓発	12
(2) 防災訓練等の実施	12
(3) 災害時要援護者及びその家族等の防災意識の啓発	12
(4) 災害時要援護者の備え	13
第3章 警戒宣言発令時の対応	15
1 情報の提供	15
2 災害時要援護者の所在確認	15
3 救護・避難協力体制の確認	15
4 水・食料・常備薬・非常持出品の確認	15
第4章 災害発生時の対応	16
1 避難情報等の伝達・避難誘導・安否確認	16
(1) 災害時要援護者への避難情報等の伝達	16

(2) 災害時要援護者の避難誘導と安否確認.....	16
2 避難所における支援等.....	19
(1) 避難所の運営.....	19
(2) 物資・食料等の調達.....	19
(3) 情報提供.....	20
(4) 相談窓口の設置等.....	20
(5) 個別ニーズへの対応.....	20
(6) 医療班等による巡回と福祉避難所・医療機関等への移送.....	22
(7) 避難所以外の災害時要援護者への支援.....	22
(8) ボランティアとの連携.....	22
(9) 心のケア.....	22
(10) 生活リズムの適正保持.....	22
3 福祉避難所設置及び支援等.....	23
(1) 福祉避難所の開設.....	23
(2) 対象者の選定.....	23
(3) 対象者の移送.....	23
(4) 緊急入所等の実施.....	23

## 第1章 総則

### 1 基本的な考え方

#### (1) 避難支援計画作成の目的

近年、各地で発生した大地震や集中豪雨等の大規模災害では、災害に弱い立場に置かれることの多い高齢者や障害者等が、情報の入手や自力での避難行動等が困難なため大きな被害を受けるとともに、避難所における避難生活に際しても一般の方々に比べ大きなストレスが発生したことから、災害時要援護者に対する避難支援対策の充実・強化が求められている。

こうしたことから、新都市においても、新都市地域防災計画の規定に基づき、災害に強い地域づくりをめざし、災害時要援護者の避難支援体制に関して普及、啓発に努めながら、災害時要援護者一人ひとりの支援対策を具体的に進めていくためこの計画を策定した。

#### (2) 地域防災の自助・共助・公助

自分の命は自分で守る「自助」、地域住民による自分たちの地域は自分たちで守る「共助」が地域防災の基本であるが、災害時要援護者については自助が困難な状況に置かれていることが想定される。

このため、災害時要援護者と地域社会が相互に関与し、支援をする共助の仕組みや、市や防災関係機関が連携して支援をする公助が連携した地域ぐるみの避難支援体制の確立を図る。

### 2 避難支援計画作成の考え方

新都市災害時要援護者避難支援計画（以下「計画」という。）は、策定の考え方や具体的な推進方法を定めた「避難支援プラン（全体計画）」と、災害時要援護者一人ひとりの支援計画を定めた「避難支援プラン（個別計画）」により構成する。

「避難支援プラン（全体計画）」とは、この計画を指し、ここでは、市での推進体制や避難支援プラン（個別計画）の作成方法、災害発生時の対応等の基本的な考え方を明らかにしたものである。

「避難支援プラン（個別計画）」は、全体計画に基づいて、災害時要援護者一人ひとりについて避難支援の方法等を策定し、自主防災組織、民生委員・児童委員等と避難支援プランの情報共有を図るものである。

### 3 災害時要援護者の範囲と特性把握

#### (1) 災害時要援護者の範囲

一般的に災害時要援護者の範囲は、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、難病患者及び外国人等があげられるが、本計画の推進に当たっては、市内に住所を有し、災

害時において自助が困難で家族等の支援が受けられない在宅の者で、次に掲げる者の避難支援プラン（個別計画）の作成を重点的・優先的に取り組むこととする。

- ① 65歳以上の介護保険法に基づく要介護3から5の者
- ② 身体障害者 次に掲げる障害の種別に応じ、障害の程度にある者

障害の種別		障害の程度
視覚障害		1級から3級及び4級の1
聴覚障害		2級及び3級
肢 体 不自由	上肢	1級、2級の1及び2級の2
	下肢	1級、2級及び3級の1
	体幹	1級から3級
	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能
移動機能		1級から3級
心臓、じん臓若しくは呼吸器又は小腸の機能障害		1級、3級及び4級
ぼうこう又は直腸の機能障害		1級及び3級
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害		1級から4級

上記の障害種別及び障害の程度は、身体障害者福祉法施行規則別表第5号による。

- ③ 知的障害者 療育手帳A、B及びC判定の者
- ④ 精神障害者 精神障害者保健福祉手帳1級、2級及び3級の者
- ⑤ 75歳以上のひとり暮らし高齢者
- ⑥ 75歳以上の高齢者のみの世帯
- ⑦ 上記①～⑥に準ずる状態にあり、災害時の支援が必要と認められる者

## (2) 特性把握

災害時要援護者の避難行動に関する特性は、個人差も大きく、程度も千差万別なので、一人ひとりの特性に応じた支援を行うことが重要である。

このため、災害時における被害の軽減や地域における防災力の向上、さらには地域のノーマライゼーションの推進といった観点からも災害時要援護者の特性や、一般的にどのような支援が求められているのかなど、あらかじめ把握しておくものとする。

種 別	内 容
一人暮らし高齢者 高齢者のみの世帯	・地域とのつながりが希薄な場合があり、情報伝達が遅れる又はできないおそれがある。
身体的機能が低下した	・自力での行動が困難

高齢者(ねたきり高齢者など)	・介護サービス等を継続的に受けることが必要
精神的機能が低下した 高齢者(認知症高齢者など)	・自分で避難の必要性が理解できない。 ・避難先の環境変化に対応できない。
視覚障害者	・視覚による情報収集、状況判断が困難 ・単独での迅速な避難行動が困難
聴覚障害者、言語障害者	・音声での情報収集、状況判断が困難 ・言語で状況を伝えることが困難
肢体不自由者	・自力での行動が困難な場合が多い。
内部障害者	・自力歩行や素早い避難行動が困難な人がいる。 ・特定の医療器材、医薬品、食品等を常時携帯することが必要な人がいる。
知的障害者	・自分で情報を判断し、行動することが困難 ・急激な環境の変化に順応しにくい。
精神障害者	・環境の変化に順応しにくく、精神的動揺が激しくなる場合がある。 ・多くの場合継続的な服薬や医療的ケアが必要
難病患者	・特殊な薬剤や継続的な服薬が必要な人がいる。 ・移動が困難な人がいる。 ・人工呼吸器、人工透析器、在宅酸素等の生命維持のための緊急的な医療援助を必要とする人がいる。

#### 4 避難支援活動の達成目標

避難行動や避難生活時における災害時要援護者支援活動の達成目標は、おおむね次のとおりとする。

##### (1) 避難行動時

###### ア 災害警戒

災害対策本部で収集した気象情報(警報)等を地域支援者や自主防災組織、福祉サービス事業者等に伝達している。

###### イ 避難準備情報の発令

- ① 避難準備情報が発令されたとき、速やかに災害時要援護者に避難準備の呼びかけを伝達している。
- ② 伝達できた災害時要援護者と伝達できていない災害時要援護者を把握している。

###### ウ 安否確認

- ① 支援の優先度が高い災害時要援護者の確認と初期ニーズの把握を終えている。
- ② 迅速に安否確認作業を実施している。
- ③ 危険地域に指定避難所(場所)を開設している。

###### エ 避難行動支援

- ① 地域支援者、福祉サービス事業者等が災害時要援護者の避難支援を行っている。
- ② 災害時要援護者のニーズに基づいた搬送・移送などの緊急対応を実施している。
- ③ 必要な地域の指定避難所(場所)を開設している。

オ 避難所

- ① 避難所における災害時要援護者の名簿を作成している。
- ② 避難所の運営組織内に災害時要援護者支援班を設け、トイレ、水等災害時要援護者のニーズに基づいた対応を実施している。

(2) 避難生活時

ア 避難所での初動対応

災害時要援護者支援班が避難所内外の災害時要援護者のニーズを把握し、福祉避難所への移送等本格的に対応を実施している。

イ 連絡会議の設置

災害時要援護者支援の関係者が情報を共有して対応策を協議し、実施している。

ウ 人的応援の確保

職員や医療、福祉関係者が早期に応援等の支援を受け、また、交代要員が確保できている。

エ 福祉避難所の設置

- ① 災害時要援護者のニーズに見合った福祉避難所等を増設する。
- ② 在宅の災害時要援護者にも支援が継続されている。

オ 避難生活の終了

- ① 自宅や仮設住宅で必要な福祉サービスの提供を受けながら生活できる。
- ② 避難所に避難しなかった災害時要援護者についても、早期に健康・生活状況や保健福祉・片付けなどのニーズを把握する。

5 推進体制

避難支援体制の整備を進めるに当たっては、災害時要援護者自らの積極的な取り組みが不可欠であるとともに、共助による支援が必要な災害時要援護者を特定し、支援のための方策を重点的に進める必要がある。また、災害発生時においては、地域において計画的、組織的な体制を整え、避難支援を実施することが重要である。

このため、市は、市及び関係機関が保有する情報を利用しつつ、対象となる災害時要援護者の把握を行うとともに、避難支援プラン（個別計画）の作成を行うための制度を確立し、その周知、普及を図るものとする。

## 第2章 平常時の対策

### 1 災害時要援護者避難支援制度

大規模な災害が発生した直後、市、消防及び警察等の防災関係機関等の救援が不測の事態によって遅れる場合や、その機能を果たすことが困難になった場合などにおいては、地域住民や自主防災組織などによる支援が円滑に行われることで、災害時要援護者の被災をなくす可能性が大きくなる。

このためには、災害時に支援が必要な災害時要援護者をあらかじめ制度に登録し、災害時に備えるとともに、円滑に支援するために普段から地域内での交流や見守りなどを通じた活動が重要である。

市は、災害時要援護者に対する避難支援制度の確立を進め、防災関係機関や地域住民、関係団体等が災害時及び普段からの交流や見守りなどに活用できるよう、避難支援プラン（個別計画）作成など、災害時要援護者情報の共有体制の整備を進めるものとする。

### 2 情報収集等避難支援プラン（個別計画）作成の進め方

#### (1) 情報の収集方法

災害発生時において、災害時要援護者の避難誘導や安否の確認、また、避難所等での生活支援を的確に行うためには、災害時要援護者情報の把握と関係者間での情報共有が必要であり、日ごろから災害時要援護者の居住地や生活状況を把握し、災害時には、これらの情報を迅速に活用できるよう整理しておくことが重要である。

情報の収集に当たっては、防災関係部局、福祉関係部局、福祉関係者等から情報を収集するとともに、家族、自主防災組織、行政区や民生委員・児童委員からの情報を基本原則として、取り組むこととする。

#### (2) 本人情報

災害時要援護者に関して把握することが必要な情報は、本人情報その他の事項とする。

- ・氏名、年齢、性別、住所、電話番号
- ・緊急時の家族等の連絡先（氏名、続柄、住所、電話番号）
- ・支援理由（高齢者、要介護認定者、障害者等）
- ・特記事項（家族(同居)、避難方法、かかりつけ医など）

#### (3) 地域支援者情報

災害時要援護者に対して、災害の状況、避難所の開設などの避難情報の伝達、安否確認や避難所への誘導を行う地域支援者を、災害時要援護者本人が近隣の人で複数名を定めることとする。

また、障害等を近隣者に知られたくない者の場合は、その者の意向を尊重したうえで、自主防災組織、行政区や民生委員・児童委員などが地域支援者になる場合もある。

地域支援者に関して把握する情報は、氏名、住所、電話番号等とする。



#### (4) 情報の提供・共有方法

市は、災害時要援護者が提供し、把握した情報を災害時要援護者登録者名簿にとりまとめるものとする。平常時から災害時要援護者の情報の提供に当たっては災害時要援護者本人から同意を得ることを原則とするが、本人の記入・提出が困難な場合には、法定代理人や親族から同意を得るよう努める。

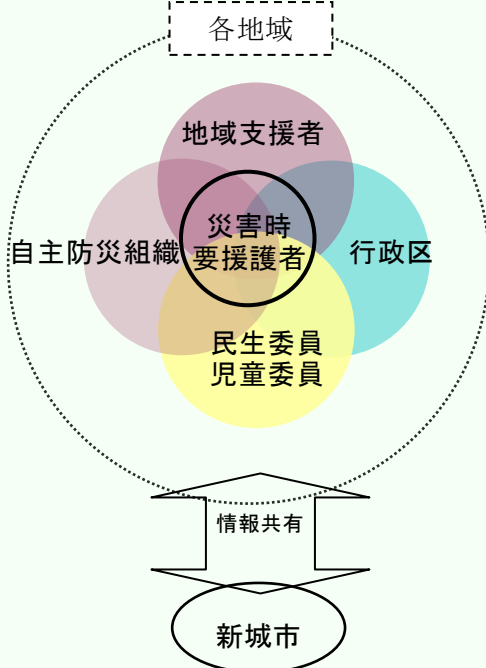
避難支援プラン（個別計画）は、あらかじめ提供することについて災害時要援護者本人より同意を得ている自主防災組織、行政区、民生委員・児童委員、消防団、社会福祉協議会、警察署、市役所等の機関が共有するほか、地域支援者とも共有を図る。なお、その際には確認書等の提出を求め、守秘義務を担保する。

災害時又は災害発生の恐れがある場合は、災害時要援護者本人の同意の有無に関わらず自主防災組織、行政区、民生委員・児童委員、消防団、社会福祉協議会、警察署、市役所等の機関へ情報提供し、共有することができる。

また、情報の共有のみにとどまることなく、地域での声掛けや見守りなど、地域における各種活動を通じて人と人のつながりを深めるとともに、地域ぐるみの支援体制を構築するなど災害時要援護者自らが地域にとけこめる環境づくりを推進するものとする。

地域ぐるみの支援体制の整備にあっては、行政区程度の地域を対象に、日ごろから顔の見える範囲を軸として、自主防災組織が活発に活動している地域では自主防災組織を中心とし、住民一人ひとりの防災に対する意識を高めていき、災害時要援護者を含めたすべての住民が協働して助け合う地域ぐるみの体制を推進する。

● 「地域ぐるみの支援体制」の概念図



支援体制の構成団体（メンバー例）

(1) 福祉・医療関係

民生委員・児童委員、老人クラブ、福祉ボランティア団体、障害者福祉団体、医療経験者等

(2) 防災等関係

消防団、ボランティア、防災活動に参加する有志等

(3) 地域住民代表者等

自主防災組織、行政区、PTA、スポーツ団体等

上記の関係者に対して、体制づくりの説明会の開催や個別の説明会等を実施しながら理解を促進し、結成を図る。

(5) 情報の管理方法

作成した避難支援プラン（個別計画）は、市において災害発生時の状況を考慮し、電子データと紙媒体の双方で作成・管理する。

電子データで管理する場合は、外部の職員がデータの閲覧等を行うことができないよう、データを閲覧・更新等の操作をする職員をあらかじめ所属ごとに所属長が指名し、パスワード等を付与して管理するものとする。パスワード等については、指名された職員以外に漏えいしないよう厳正な管理を行う。

また、この情報を紙媒体で共有する関係者においては、施錠できる書庫・保管庫等で管理するなど、情報を管理する人が責任をもって情報の漏えい等に万全の注意を払うこととする。

(6) 避難支援プラン（個別計画）の更新

災害時に迅速かつ適切な避難を行うため、情報の更新を定期的に行っていくこととする。

具体的には、避難支援プランに記載されている情報の内容に更新すべきものが明らかとなった場合や本人等からの変更の申請があった場合は、市が随時更新するものとし、更新した場合は、共有者全てに更新した情報を迅速に提供するものとする。

さらに、年1回、登録名簿の記載内容に更新すべきものがあるかどうか、登録名簿の作成時と同様に記載内容及び情報伝達方法の確認を実施することとする。

#### (7) 情報の守秘義務

個人情報共有する関係者等は、登録名簿を支援・計画・訓練以外の目的で使用することはできず、また、登録名簿に記載された情報及び支援上知り得た個人の秘密を守らなければならない。支援する役割を離れた後も、同様とする。

### 3 避難支援プラン（個別計画）の活用

災害発生時において、市は、自主防災組織、消防関係、福祉関係団体等と連携しつつ、避難支援プラン（個別計画）を活用し、避難準備情報等を災害時要援護者及び地域支援者にまで確実に伝えることや、避難支援行動や避難所等での安否確認及び避難所生活支援に活用する。

また、平常時においても発災時の支援を円滑にするため、日常生活における声掛け、相談等の支援活動にも活用を図る。

### 4 情報伝達体制の整備

災害時要援護者は、避難に関する情報を受けることや、その情報に対して適切な行動をとることが困難な場合が多いことから、市は、避難情報等必要な情報が災害時要援護者及びその家族・地域支援者等に確実に伝達できるよう、災害発生時の情報伝達体制の整備に努める。

また、災害時要援護者には、災害のみならず平常時においても、災害時要援護者自身に不測の事態等が発生した場合に、関係機関等への連絡や通報のシステムを確保しておくことも必要なため、関係機関等と連携しながらその整備促進に努める。

#### (1) 避難情報の発表

市は、災害が発生又は発生のおそれがある場合には被災が想定される地域に対して避難勧告等（避難準備情報（要援護者避難情報）、避難勧告及び避難指示を総称する。）を発表する。

避難勧告等の発表の基準・考え方等については、次のとおりである。

	発令時の状況	住民に求める行動
避難準備情報 (要援護者避難情報)	要援護者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況	<ul style="list-style-type: none"><li>要援護者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難場所への避難行動を開始(避難支援者は支援行動を開始)</li><li>上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始</li></ul>

避難勧告	通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況	通常の避難行動ができる者は、計画された避難場所等への避難行動を開始
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> <li>前兆現象の発生や現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況</li> <li>堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が高いと判断された状況</li> <li>人的被害の発生した状況</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難勧告等の発令後で避難中の住民は、確実な避難行動を直ちに完了</li> <li>未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動</li> </ul>

※ 自然事象のため不測の事態等も想定されることから、避難行動は計画された避難場所等に避難することが必ずしも適切ではなく、事態の緊迫した状況等に応じて自宅や隣接建物の2階等に避難することもある。

また、市は避難勧告等を適切な時期に適切な対象地域に発令するために、対象とする自然災害ごとに避難すべき地域及び避難勧告等の発令の判断基準などの策定を図るものとする。

## (2) 避難情報の伝達等

市は、避難勧告等の避難に関する情報を発表した場合や災害に関して特に災害時要援護者へ伝達すべき情報がある場合には、防災行政無線（同報系）、広報車、メール配信等により伝達を行うが、情報伝達に時間を要することや体制的な限界を踏まえつつ、迅速かつ確実に伝達するため、災害時要援護者及びその支援者を含む地域住民にまで確実に情報が伝達できるよう伝達体制の整備を指導していくものとする。

このためには、避難支援プラン（個別計画）を活用し、自主防災組織、行政区等の連携により災害時要援護者への避難等が確実にできるよう地域であらかじめ整備して置く支援体制によって情報伝達し、適切な指示ができるよう連絡体制の推進を図る。

### ア 情報伝達体制の整備

災害情報及び避難情報等が正確に災害時要援護者に伝達されるように各種の災害を想定してできるだけ多くの情報伝達手段を確保しておく必要がある。特に、防災行政無線による伝達は住民に対する情報を迅速かつ同時に伝達することが可能であり、災害発生時の情報伝達手段として非常に有効であるため、中枢的な伝達手段として運用していく。広報車や音声では認知されにくい者に対しては文字情報やメール配信等の活用により災害時要援護者の態様に応じた伝達体制を行う。

災害時要援護者への情報伝達はきめ細かく、相手の立場に立って積極的に行うとともに、ライフラインなど日常生活情報は細かく伝達するなど災害時要援護者に応

じた情報伝達手段を準備しておく。

また、情報伝達に必要な専門的技術を有する盲ろう者通訳・介助員、手話通訳者及び要約筆記者等を確保するため、県及び社会福祉協議会等の関係団体が実施する養成事業を周知するなど、市内に在住する人材の養成に努めるとともに、協力者名簿を作成するなどの支援体制の構築を図る。

#### イ 広報の実施体制の整備

災害に関する広報を迅速に行うために防災行政無線、広報車、避難所への掲示等のほか、自主防災組織、行政区等を通じて迅速かつ的確な広報活動を行う意識の醸成を図るとともに、民間放送事業者等のあらゆる広報媒体の協力を得る体制づくりを行う。また、市は、関係機関相互の情報の共有及び情報提供窓口の一元的な管理を行い、情報の混乱防止を図るものとする。

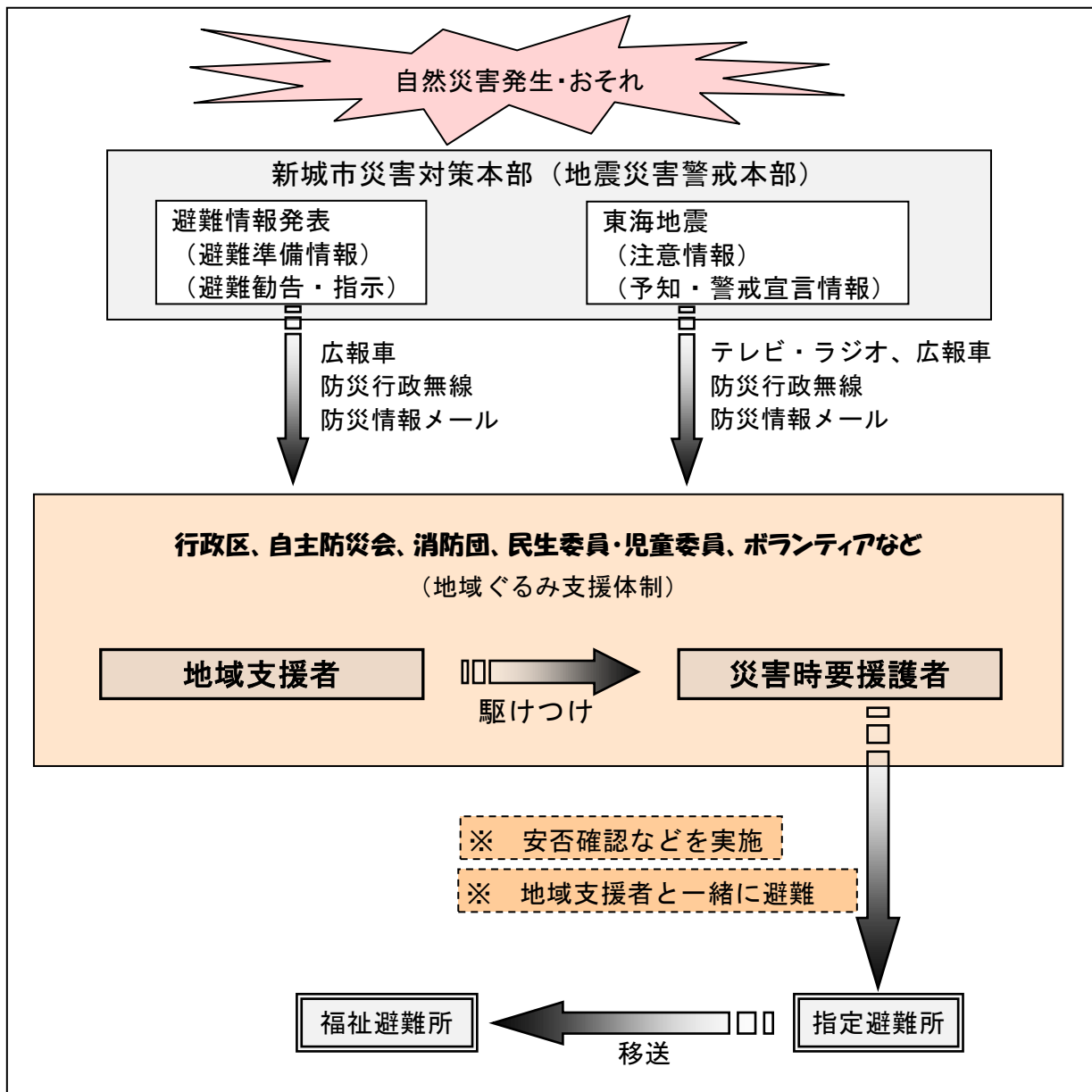
#### ウ 災害時要援護者のニーズに即した情報提供

災害時要援護者の被災を防ぐためには、避難所までの移動時間及び避難方法等を考慮し、避難を早期に完了させる必要がある。また、安全な状況下で避難するために避難が夜間になると予想される場合には、日没前に避難を完了できるように情報伝達を実施する必要がある。

災害発生時においては誰でも平常心を失っている中で、情報不足は一層不安感を募らせるものであり、災害時要援護者が安心して生活できるような的確な情報提供をしなければならない。情報提供に当たっては、情報ニーズは時間経過に伴って変化することを念頭に入れ、適切な時期に必要な情報を提供できるよう平常時から準備する。

- ① 災害発生直後に必要な、災害の状況、とるべき避難行動、避難所、避難所への安全な経路等避難に関する情報
- ② 居宅生活や避難所の生活に必要な食料・水・介護用品、日常生活用品などの生活必需物資の入手に関する情報
- ③ 保健、医療、福祉サービスなど生活支援情報
- ④ 罹災証明、応急仮設住宅の申し込み、ライフラインの復旧状況等の情報
- ⑤ 市営住宅等の空き状況、入居申込みに関する情報等

避難情報伝達体制イメージ



## 5 避難施設等の整備

大規模な災害が発生した場合には、災害時要援護者を含む多数の被災者が避難所で避難生活を送ることとなる。避難所となる施設について、市はあらかじめ災害時要援護者に配慮した避難民の収容対策を実施するとともに、通信手段の確保等施設設備の充実に努める。

また、一般の避難所の避難生活では支障をきたすような場合は、災害時要援護者が安心して生活ができるような生活支援の体制が整っている特別養護老人ホーム、デイサービスセンター、短期入所施設等の社会福祉施設に収容することになるため、あらかじめ施設と協定等を締結するなど福祉避難所の指定に努める。

## 6 普及・啓発等

災害時要援護者の避難が迅速かつ的確に支援されるためにも、日頃から地域住民の防災意識を啓発していくことが大切である。また、災害時に災害時要援護者の身を守り安全な避難を支援するためには周りの支援だけでなく、災害時要援護者自身やその家族等の日頃の備えも必要である。

このため、市は、自主防災組織、関係機関、関係団体、ボランティア組織等と連携し、防災意識の啓発に努めることとする。

### (1) 地域住民の防災意識の啓発

地域住民に対しては、ワークショップや講習会等の実施を通じて防災に関する知識の普及啓発を図るとともに、災害時要援護者への対応方法等についても併せて啓発を図っておくことが必要である。このため、災害時要援護者の救出や避難誘導等に当たって配慮すべき事項についての普及・啓発を図る。

### (2) 防災訓練等の実施

地域住民や災害時要援護者の防災意識を高めていくため、市や地域等で実施する各種の防災訓練において、災害時要援護者に視点をおいた訓練を実施するほか、災害時要援護者が参加する訓練・講習会等を実施する。

### (3) 災害時要援護者及びその家族等の防災意識の啓発

大規模な災害が発生した場合には、近隣者すべてが被災者という状況であることが想定されるため、必要な準備や備えについて災害時要援護者及びその家族、地域支援者等に対し周知することが必要である。

周知に当たっては、点字や録音、イラスト付きの文書等を使用し、簡易な言葉や漢字にはルビを振るなど、それぞれの状況に応じた方法により、関係団体等の協力を得ながら周知に努める。

なお、防災に対する正しい知識を災害時要援護者やその家族等に正しく理解してもらうため、本人やその家族等を対象とした講習会や研修会の実施に努める。

#### (4) 災害時要援護者の備え

災害時に災害時要援護者の身を守り、安全な避難を支援するためには、周りの支援だけでなく、災害時要援護者自身やその家族の日ごろの備えも必要である。災害時要援護者やその家族は、次の事項を参考にしながら災害に対する備えに取り組むように、市は災害時要援護者や地域住民への啓発に努める。

##### ① 隣近所や地域の各種団体等との連携

- ・ 最寄りの民生委員・児童委員や、自主防災組織のリーダー等が誰なのか把握しておく。
- ・ 地域のさまざまな組織や団体と、日ごろから積極的に交流し、災害時の協力が得られやすい環境をつくる。
- ・ 市や各地域で実施する防災訓練等には積極的に参加するとともに、その機会を通じて自主防災組織や近所の人とのコミュニケーションを密にしておく。

##### ② 必要な支援内容の伝達

- ・ 災害発生に備え、どのような支援を必要としているかを周囲に的確に伝え、理解してもらう必要があるため、援助を必要としている時にはいつでも周囲の人に渡せるよう、緊急時の連絡先、医療機関、疾病名、使用薬、必要な医療器具等を記載した防災カード等の普及を進め、事前の支援体制の充実を図る。

##### ③ 避難経路の確認

- ・ 自宅から避難所等までの経路を家族や地域支援者等とともに、実際に歩いてみて事前に確認する。

##### ④ 非常持ち出し品等の準備

- ・ 災害時に避難が必要となった場合に備えて、非常持ち出し品等をまとめておき、いつでも携帯できるよう出入口付近に備えておく。
- ・ 特に、薬や医療器具等特別な持出品が必要な場合は、それらについても周囲の人に情報が伝わるよう表示しておく。

##### ⑤ 災害に備えた備蓄

- ・ 飲料水を1人1日3リットルを目安として最低1日分、できれば3日以上をペットボトル等の容器に常時用意しておき、保存可能な期間に注意しながら定期的に取り替える。
- ・ 電気・ガス・水道等のライフラインが途絶した場合でも摂取可能な缶詰や保存食、菓子等を最低限1日分、できれば3日以上を備え、保存可能な期間に注意しながら定期的に取り替える。

##### ⑥ 外出時の備え

- ・ 外出した際に災害に遭う場合も考えられる。外出時には周りの環境が普段と大きく異なることから、より一層、周囲の人の支援や協力が必要となることが想定される。このため、周囲の人に速やかに支援して欲しい内容等を伝えられるよう、外出時には、必要事項を記載した防災カードやブザー等それぞれの状態に応じて必要なものを携帯する。



⑦ 住宅の安全対策

- 地震に対しては建物の耐震性を確保することが何よりも重要である。住宅の耐震診断を受け、必要があれば耐震改修や補強を行い、門柱やブロック塀等についても同様に対応する。
- 室内にある家具や大型の電気製品は、固定器具等を使用して確実に固定する。家具等を固定できない場合は、居室内に持ち込まない工夫や倒れても被害を受けないような安全な配置等を考慮する。
- 窓ガラスについては、市販の飛散防止フィルムを貼り付けておく。
- 家具や棚の上に物を置かないことや、落下防止等の措置をとっておく。

### 第3章 警戒宣言発令時の対応

東海地震の発生のおそれがあると判断された場合、内閣総理大臣は「警戒宣言」を発し、国民や防災関係機関に警戒を呼びかけることになっている。警戒宣言が出された場合には、テレビやラジオで放送されるが、市においては防災行政無線や地震メール配信等を通じて情報を伝達することになっており、この警戒宣言の発表情報に接した場合の取組みについて周知に努める。

#### 1 情報の提供

- ・ 自らでは情報の入手が困難な災害時要援護者に対して、市からの広報及び自主防災組織、民生委員・児童委員、地域支援者等で事前に設けておく情報提供体制を機能させ、避難支援プラン（個別計画）を参考に「警戒宣言」の発令を知らせる。
- ・ 伝達の確実性のため戸別訪問により避難準備の呼びかけを行う。
- ・ 対象者別の避難必需品を手元に用意して、いつでも持ち出せるようにしてもらう。
- ・ 家庭内の家具、設備、備品等について、地震時に倒壊、破壊及び飛散が起きないように再確認をしてもらう。さらに、避難器具の点検や危険物の安全点検等の警戒を呼びかける。

#### 2 災害時要援護者の所在確認

- ・ 避難支援プラン（個別計画）や事前に作成した居住マップ等を用意し、自主防災組織、行政区、民生委員・児童委員、地域支援者等は、災害時要援護者の住居変更の有無、身体状況、家族や近隣の支援体制状況等の確認を実施し、災害発生に備える。
- ・ 災害時要援護者と災害発生時の避難誘導の支援の必要性の有無を確認しておく。

#### 3 救護・避難協力体制の確認

- ・ 災害発生時の災害時要援護者の安全を確保するため、災害時要援護者との連絡、地域住民の協力体制を確認し、又は整備する。
- ・ 救護・避難・火災対策等のため、地域住民の協力体制を整え、その対応に備える。また、地域住民に対して、災害時要援護者に異常があったときには医療機関や家族に緊急連絡を行うよう協力を依頼しておく。

#### 4 水・食料・常備薬・非常持出品の確認

- ・ 災害時要援護者その家族等に水、食料、常時使用している医療用品・ケア用品、常備薬及び非常持ち出し品の準備や確保の呼びかけを行う。

## 第4章 災害発生時の対応

### 1 避難情報等の伝達・避難誘導・安否確認

災害が発生した場合には、災害時要援護者に的確に災害情報を伝達し、地域ぐるみ支援体制による支援や地域住民同士の最大限の助け合いにより、適切に避難情報等の伝達・避難誘導・安否確認を行い、避難が必要な場合には避難所等安全な場所に誘導する。

#### (1) 災害時要援護者への避難情報等の伝達

災害が発生した場合や発生のおそれがあり、避難を要する場合には、あらかじめ地域ごとに定めた伝達体制により、迅速・確実に避難情報等を伝達する。

災害時には電話回線のふくそうや電力の寸断等により、電話や携帯電話等を使用した情報伝達が機能しなくなる可能性も高いことから、人的手段により伝達することも併用する。

#### (2) 災害時要援護者の避難誘導と安否確認

災害発生直後の災害時要援護者の救助や避難誘導は、消防や警察等による体制が整うまでの間は地域における住民の協力による方法が効果的であり、あらかじめ、避難支援プラン（個別計画）で定めた地域支援者を中心に、地域の住民や地域ぐるみ支援体制と協力しながら、自力で避難できない災害時要援護者の避難誘導を行う。

避難経路の選定に当たっては、急傾斜地付近や土砂災害や洪水など災害の危険な場所を避け、災害時要援護者の避難・搬送形態を考慮した避難に照らし、場合によって避難が危険と判断されるときは避難できる範囲で最も安全な場所を選定して待機するなどの安全な避難の確保に努める。

また、安否確認については情報の伝達時や避難誘導時に行うことで一時的に確認できるが、確実を期するため平常時に把握しておいた所在情報等に基づき、避難所においても避難した災害時要援護者を把握する。

安否が確認できない災害時要援護者については、自主防災組織、消防署、消防団や警察に救助や確認を依頼する。

また、避難が必要な地域において、あらかじめ本人の同意が得られていない等の理由で情報が登録・共有されていない災害時要援護者についても、できる限り迅速に安否確認や避難誘導に努める。

避難誘導を実施する際の配慮すべき事項は、おおむね次のとおりである。

避難誘導を実施する際の配慮すべき事項

区 分	避難行動などの特徴と配慮したい主な配慮事項
寝たきりや身体が虚弱な高齢者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・毛布でくるんだり、頭を覆うなど安全確保を図り、帯紐でおぶったり、複数の人で抱えたり、車いすや担架を使う等個人の状態に応じた方法をとる。</li> <li>・日ごろから服用している薬を携帯するように指示する。</li> </ul>
認知症高齢者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・努めて冷静な態度で接し、状況を簡潔に説明して本人を安心させ落ち着かせるようにする。</li> <li>・一人にせず、必ず誰かが付き添うようにし、手を引くなどして移動する。</li> <li>・不安から大声を出したり異常な行動をしても、大騒ぎしたり叱ったりしないで冷静に対応する。</li> <li>・激しい興奮状態が続くときには家族等が付き添い、他の人から離れたところで様子を見るようにする。</li> </ul>
視覚障害者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・座布団等で頭を守るよう指示するとともに、家の中の状況を伝え、注意しながら家の中の安全な場所に誘導する。</li> <li>・地域支援者の肘の上を視覚障害者につかんでもらい、歩行速度に気をつけて歩き、後ろから押す、手を引っ張る、肩や白杖をつかむことはしないようにする。</li> <li>・あらかじめ緊急時のサイン又はルールが決められている場合は、それらを視覚障害者に示す。</li> </ul>
聴覚障害者 言語障害者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・手話、文字（メモ、緊急連絡カード、ホワイトボード等）、身振り等で状況を知らせ、聴覚障害者・言語障害者から依頼があれば、メモ等での情報提供をする。</li> </ul>
肢体不自由者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自力での移動が困難な人の場合は、まず、頭を覆うようにして家具類が転倒、落下するおそれのない安全な場所に移動させる。</li> <li>・自力歩行が困難な人には、車いすやストレッチャー等の移動用具の確保や移動の援助者の派遣等を行う。</li> </ul>
内部障害者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・常時使用する医療機器（機器によっては電気、酸素ボンベが必要）を確保し、必要に応じて静かに手早く災害をまぬがれた医療機関へ誘導・搬送する。</li> </ul>
知的障害者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急連絡カード、療育手帳、普段から服用している薬等を携行するよう指示し、名札など氏名や連絡先等がわかるものを身につける。</li> <li>・努めて冷静な態度で接し、絶えず優しい言葉をかけるようにする。</li> <li>・一人にせず必ず誰かが付き添うようにし、手を引くなどして移動する。</li> <li>・不安から大声を出したり異常な行動をしても、大騒ぎしたり叱ったりしないで冷静に対応し、発作がある場合は速やかにかかりつけの医療</li> </ul>

	<p>機関に連絡をとり指示を受ける。連絡が取れない場合は、最寄りの医療機関等へ相談する。</p>
精神障害者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急連絡カード、精神障害者保健福祉手帳等や普段から服用している薬等を携行するよう指示する。</li> <li>・努めて冷静な態度で接し、状況を簡潔に説明して本人を安心させ、冷静さを保つよう声をかける。</li> <li>・一人にせず必ず誰かが付き添うようにし、症状に応じて手を引くなどして移動する。</li> <li>・不安から大声を出したり異常な行動をしても、大騒ぎしたり叱ったりしないようにする。</li> <li>・妄想や幻覚の訴えがある場合も強く否定したりせず、相づちを打つ程度にとどめる。</li> <li>・強い不安や症状悪化が見られる場合は、速やかにかかりつけの医療機関に連絡をとり指示を受ける。連絡が取れない場合は、最寄りの医療機関等へ相談する。</li> </ul>
自閉症者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・できるだけ慣れ親しんだ人が、これからどこへ行くのか、何をするのかを本人に理解させ、パニックにつながらないようにしながら誘導する。</li> </ul>
乳幼児	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者がいない場合は、近隣住民等の協力を求める。</li> </ul>
妊産婦	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難に転倒等による流産のおそれがある場合には家族等が付き添うように協力を求める。</li> <li>・出産予定日が近い場合は、産婦人科への連絡も行い、出産時の協力を求める。</li> </ul>
外国人	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日本語が理解できない外国人に対しては、身振りや手振り等も含めあらゆる方法でコミュニケーションを図り、避難が必要であることを理解してもらう。</li> <li>・外国語等ができる近隣の住民等の協力を求める。</li> </ul>

## 2 避難所における支援等

避難所の運営は、基本的に市が行うが、限られた職員だけでは災害時の混乱した状況に十分対応することができないため、地域における支援体制を担う住民組織の協力による運営が必要になる。また、避難所での生活をスムーズにするためにはリーダーを決定し、市、施設管理者と連携して、避難所の運営を行う。

災害時要援護者が避難所へ避難したのちは、ライフラインの復旧や住居の確保が可能となるまでの間、一般の被災者と共同で生活を送ることになるが、避難所での生活は災害を受ける前と生活環境が大きく変化するため、災害時要援護者にとっては過度のストレスが生じ生活そのものが困難な状況となる場合がある。

このため、避難所の運営においては、全体計画や個別計画を踏まえ、災害時要援護者に対して十分な配慮をしながら実施する。

### (1) 避難所の運営

避難所の開設に際しては、あらかじめ災害時要援護者のためのスペースを区分し、トイレに近い場所、和室や採光等の良い場所、階段を使わなくても行動できる場所、出入りが楽な場所等を確保する。

また、心の健康の観点からも基本的な生活環境の確保は大変重要であり、テレビやラジオといった情報機器をはじめ、長期化する場合は専用のトイレ、冷暖房等の確保や災害時要援護者の出身地、性別、年齢等に配慮し、できるだけ日常生活の状況に近づけるよう努める。さらに、バリアフリー化されていない施設では、出入口での段差の解消、通路幅の確保、洋式トイレの仮設、畳を敷く等の配慮に努めるとともに、感染症の予防のため必要な衛生管理等に配慮する。

### (2) 物資・食料等の調達

災害時要援護者が避難生活を送っていくためには、それぞれの心体等の状態に応じたきめ細やかな配慮が必要であることから、避難所での生活において必要とする食料・生活物資等について、災害時要援護者に配慮した供給ができるようその調達・供給に努める。

食料や水については、予想される避難者の数に応じた量について供給体制が整うまでの間（災害発生後3日間程度）の必要量について備蓄を進める。

慢性腎臓患者など疾病に応じて食事に特別な医療的配慮を必要とする災害時要援護者については減塩・低カリウム等適切な食事の提供に努める。

なお、災害時要援護者に特に必要となる物資等については、次のようなものが想定される。

区分	災害時要援護者対応物資等
食料・水	ビスケット、アルファ米、パック粥、粉ミルク、離乳食、ペットボトル水等

生活物資	哺乳瓶、生理用品、紙おむつ(乳幼児用、大人用)、電気ポット、カセットコンロ、ストーブ、車いす、補装具、補助具、簡易ベッド、介護食器等
その他	仮設トイレ、簡易トイレ

### (3) 情報提供

災害発生直後は情報が不足するため、必要以上に不安感を抱くことが想定されることから、避難所内へテレビやラジオ等を設置して報道機関による情報や、壁紙、チラシ等の方法による市等からの情報等を的確に災害時要援護者へ提供していくことが必要である。

このため、提供に当たっては災害時要援護者それぞれの状態に配慮し、紙媒体での提供、音声による周知、外国語による提供等さまざまな方法により実施する。

また、掲示物や紙媒体による情報提供については、可能な限り大きい文字で記載し、漢字にはルビをふるとともに、図やイラストを用いるなど、誰でも分かりやすい表示に努める。

### (4) 相談窓口の設置等

避難所には、一般の避難住民のために総合的な相談窓口が設置されることとなるが、災害時要援護者の支援ニーズは一人ひとり異なることや心身の状態等によっても異なることが考えられることから、具体的な災害時要援護者の現況とニーズを迅速かつ性格に把握するため、専門家の相談窓口を設ける等避難所での相談体制を整備する。

相談窓口には、女性相談員や必要に応じて手話通訳者等の配置について配慮する。

また、窓口に来ない人や来られない人に対しては、避難所内の巡回相談等を実施する。

### (5) 個別ニーズへの対応

災害時要援護者には、その障害等に応じてさまざまなニーズがあることから、災害時要援護者用の相談窓口や巡回相談等を実施し、個別ニーズを把握することとするが、把握するニーズには、次のようなことが考えられる。

#### ① 高齢者

自力での移動が困難な人に対しては、杖や車いすを用意する。また、介護が必要な人には、介護職員の派遣等の対応が必要である。

収容にはトイレに近い場所を確保し、避難所内の温度調節にも配慮する。

徘徊の症状がある認知症の高齢者については、周囲の人にも声をかけてもらうよう理解を求める。

また、高齢者は服薬が必要な場合が多いことから投薬指導等医療機関との連携が必要である。

② 視覚障害者

情報については、放送や拡声器等により大声で繰り返し伝達し、拡大文字による掲示や点訳等に努める。

白杖等の補装具やその他日常生活に必要な用具については、必要に応じた確保や修理に努める。

仮設トイレを屋外に設置する場合には、壁伝いに移動が可能な場所に設置するか、順路にロープを張る等、移動が楽にできるよう配慮する。

③ 聴覚障害者・言語障害者

情報伝達については、紙媒体や掲示板を活用するほか、音声による連絡（放送等）を実施する場合は文字での掲示を実施し、手話通訳者等の配置について配慮する。紙媒体や掲示板による伝達を実施する際は、できるだけ分かりやすい言葉を使用し、漢字にはルビをふるように配慮する。

補聴器等の補装具や日常生活に必要な用具については、必要に応じた確保や修理に努める。

④ 肢体不自由者

人体機能に合った安全で利用可能なトイレを用意し、できるだけ近い場所を確保する。

車いすや補装具等日常生活に必要な用具等については、必要に応じた確保や修理に努める。

⑤ 知的障害者・精神障害者

周囲と十分にコミュニケーションが取れず、トラブルの原因となったり、環境の変化のために精神が不安定になることがあるので、間仕切りしたり、個室を確保するよう配慮する。

また、服薬が必要な場合が多いことから、医療機関との連携に努める。

⑥ 人工透析患者

定期的かつ継続的に人工透析を受けることが不可欠なので、その対象者を把握し、透析医療機関や県透析医会との連携調整を図りながら対応する。

⑦ 難病患者

特殊な医療機器や医薬品等を常時使用する必要がある場合が多く、これについては、医療機関との連携調整を図りながら対応し、医療施設等への収容等についても調整する。

⑧ 妊産婦

防音、防寒や衛生面での配慮が必要であるため、医療機関との連絡体制を確保する。

⑨ 外国人



日本語が理解できない外国人に対しては、避難者の中で外国語ができる人の協力を求め、必要に応じて通訳等の派遣をする。また、外国語表示を行い、その特有の生活習慣に対して配慮する。

(6) 医療班等による巡回と福祉避難所・医療機関等への移送

障害の重度化や合併症の予防等の観点から、医師や看護師、保健師、栄養士等が避難所等を適宜巡回し、健康状態の確認や健康面の相談に応じる体制を整える。健康相談の結果により、必要に応じて福祉避難所や医療機関等への移送を検討する。

(7) 避難所以外の災害時要援護者への支援

被災した災害時要援護者の中には、避難所のスペースの問題や他人との共同生活に抵抗がある等の理由から、自宅車庫や自家用車内等で避難生活を送る人も発生することが想定される。このような狭い場所で一定の姿勢のまま長時間動かないでいるとエコノミークラス症候群となる危険性が高くなる。こうした避難生活を送っている災害時要援護者については、地域でつくる支援ネットワークの協力を得ながら、所在確認・現状把握に努め、必要な情報提供に努めるとともに、巡回健康相談や心のケア等を実施する。

また、被災を免れた災害時要援護者についても、生活を維持するためには、適切な保健福祉サービスの継続的な確保が必要であることから、関係機関や事業者とも協力しながら、できる限り早期にサービス体制の回復を図る。

(8) ボランティアとの連携

災害発生時には、災害時要援護者に対する各種の支援を十分に行うためには、ボランティアの活動が被災者にとって大きな力となる。

ボランティア活動を効率よく稼動するためには、災害時要援護者のニーズ把握を的確に行いながら、避難所でのボランティア支援の受入れ体制を構築するなど、ボランティア活動が効果的に実施できるよう新城市ボランティアコーディネーターとの連携強化を図る。

(9) 心のケア

被災体験や避難所での慣れない生活が続くことにより、体の疲労はもとより、ストレスの蓄積等による体調の変調や、外傷後ストレス障害（PTSD）への進行が懸念される。これらを防止するために、専門家等の協力を得ながら心のケアを実施する。

(10) 生活リズムの適正保持

災害時要援護者は、平常時から何らかの支援の下で生活している傾向があり、災害発生時はその傾向が一層強くなると考えられることから、災害時要援護者の適正な生活リズム（起床、就寝、食事時間等の遵守、体操等適度な運動の励行等）を確保するようにする。

### 3 福祉避難所設置及び支援等

#### (1) 福祉避難所の開設

避難所等に避難した災害時要援護者は、避難所での生活に支障をきたすことも想定されるため、比較的施設がバリアフリー化され、生活相談員等の確保が比較的容易な福祉施設などは、災害時要援護者の利用に適しており、福祉避難所として指定することを検討する。なお、これらの福祉施設が不足する場合には、必要に応じ、ホテル、旅館等を福祉避難所として借上げを検討する。また、福祉避難所を開設したときは災害時要援護者及びその家族、地域住民等に速やかにその場所等を周知する。

#### ○福祉避難所(例)

分 類	施 設 名 称
福祉施設	老人福祉センター、特別養護老人ホーム、デイサービス施設、短期入所施設等の福祉関係施設など
宿泊施設	ホテル、旅館、公的宿泊施設、その他宿泊機能のある施設など

#### (2) 対象者の選定

福祉避難所の収容者は、災害時要援護者の身体の状態が特別養護老人ホーム又は老人短期入所施設等へ入所するに至らない程度の者で、避難所での生活に支障をきたすため避難所生活に何らかの特別な配慮が必要な者及びその家族とするが、収容に当たっては、その実態を早急に調査し、福祉避難所への入所が適当であると判断した者は、できる限り迅速に入所させる。

#### (3) 対象者の移送

災害時要援護者の症状の急変等により、医療措置や治療が必要になった場合は、医療機関に移送する。また、本市において福祉避難所の確保が困難なため他地区(近隣の市町村又は隣県)へ移送するに当たっては、県へ要請する。

#### (4) 緊急入所等の実施

避難所や福祉避難所及び在宅で生活できない災害時要援護者については、特別養護老人ホーム、障害者入所施設、児童養護施設等の社会福祉施設への緊急入所、緊急ショートステイ等の措置を講ずる。